

資料 13 国の土壌汚染対策の考え方(平成 14 年 1 月 25 日中央環境審議会答申)

【経緯】

- ・ 平成 12 年 12 月に、環境庁(当時)が検討会(座長：原田尚彦 東大名誉教授)を設置し、土壌環境保全対策のために必要な制度の在り方の調査・検討を開始。
- ・ 平成 13 年 9 月に、環境省が同検討会の中間まとめを公表
- ・ 平成 13 年 10 月に、環境省は「土壌環境保全対策の在り方」について中央環境審議会に諮問。土壌制度小委員会(委員長：村岡大阪産業大学教授)で検討
- ・ 平成 13 年 12 月に、土壌制度小委員会が「今後の土壌環境保全対策の在り方に対する考え方の取りまとめ案」を公表
- ・ 平成 14 年 1 月 25 日、中央環境審議会答申「今後の土壌環境保全対策の在り方について」

【制度の概要】

- (1) 目的 土壌汚染による環境リスクを管理し、人の健康への影響を防止する。
- (2) 対象 土壌環境基準(溶出基準項目) カドミウム等 26 項目
- (3) 仕組み

調査 有害物質取扱工場等の廃止時や用途変更時
土壌汚染の可能性の高い場合に必要な時 に、
土地所有者等が土壌調査を行う。

(注)土地所有者等：土地所有者、管理者又は占有者

登録 土壌環境基準等を超える土壌汚染が確認されれば、都道府県が『リスク
管理地』として指定、公告するとともに、台帳に登録して公衆に閲覧する。

管理 土地所有者等が実施。汚染原因者が特定されれば義務の承継もありうる。

《周辺で地下水の飲用利用がある場合》

- ・ 必要に応じ、土壌表面からの飛散・流出等の防止措置の実施
- ・ 地下水モニタリングを実施
当該土地で地下水汚染が確認されれば、封じ込め、浄化等の措置の実施
- ・ 土地改変時には、都道府県に届出のうえ、新たな環境リスクの発生を防止

《周辺で地下水の飲用利用がない場合》

- ・ 必要に応じ、土壌表面からの飛散・流出等の防止措置の実施
- ・ 土地改変時には、都道府県に届出のうえ、新たな環境リスクの発生を防止

- (4) 支援基金の検討

マンション等の敷地で汚染が発見され、土地所有者である住民等の負担能力が低く、また汚染原因者が不明等の場合に、国と産業界が出資した基金から都道府県を通じて助成を行う制度を検討。